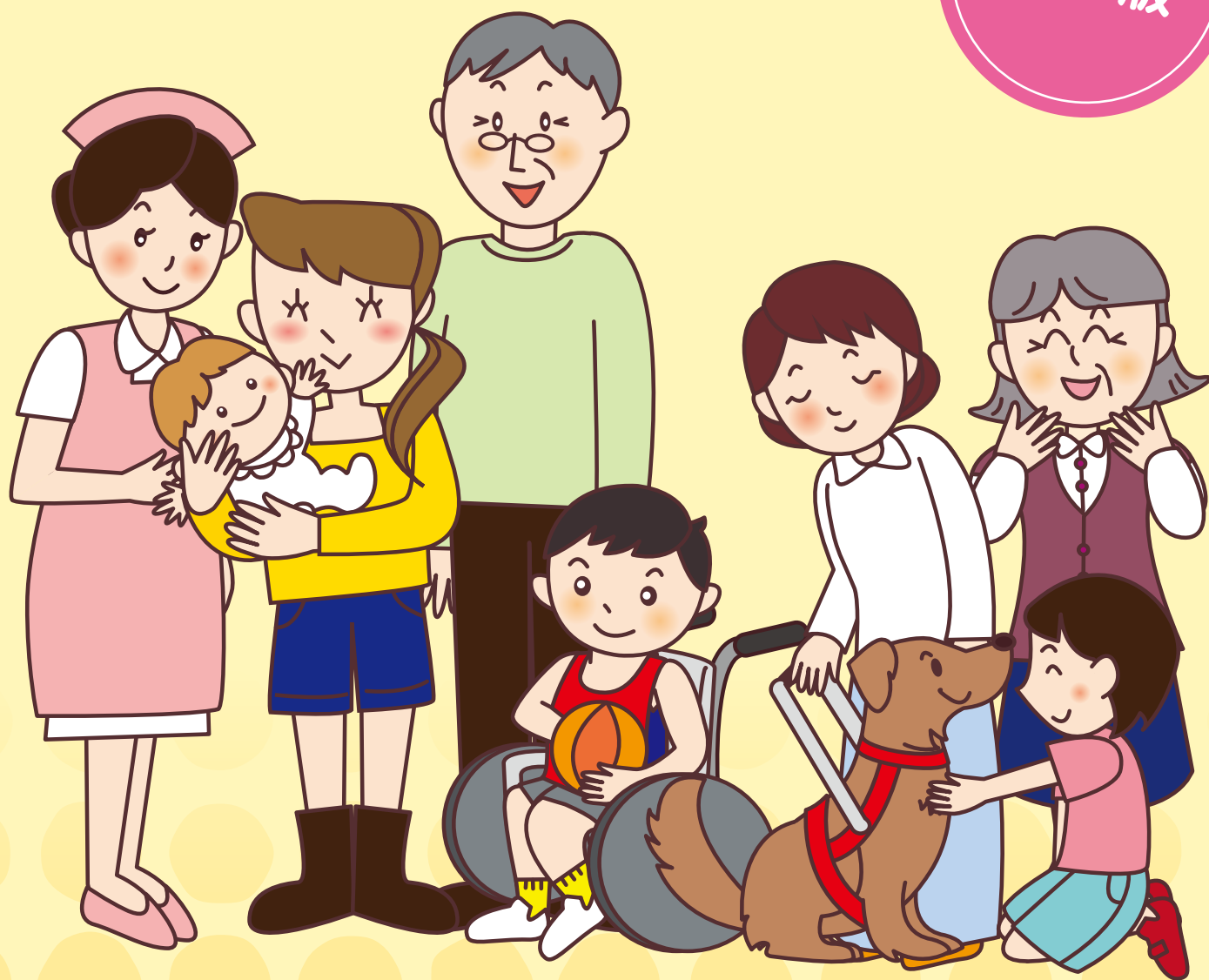


基山町地域福祉活動計画

～支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり～

概要版



平成25年3月
基山町社会福祉協議会

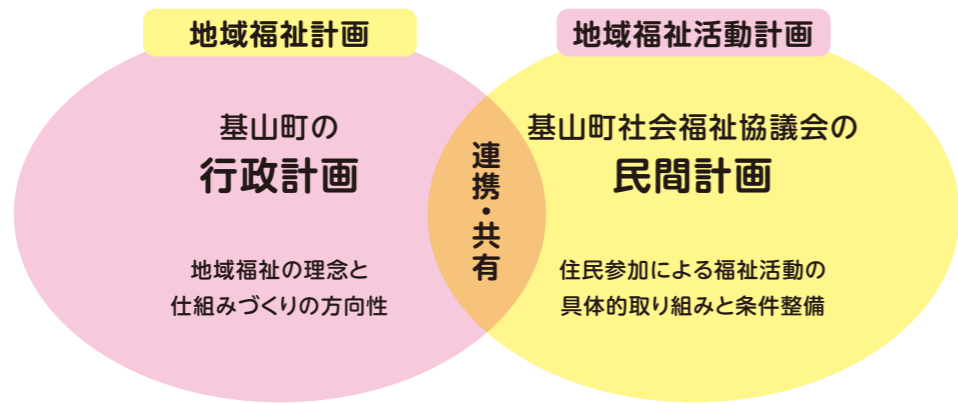
はじめに ———— 地域福祉活動計画とは

少子高齢化や世帯規模の縮小化等に伴い、私たちが暮らす地域では地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱まっています。同居する家族も訪問する人もなく、寂しい日々を送る高齢者がいます。認知症の家族を抱え、心身ともに疲れ果てた介護者がいます。身近に相談できる人がなく、子育ての悩みから孤立してしまう若い親がいます。人と人との関わりが少ないところから、今日的な生活課題の多くが生まれています。

このような生活課題に対し、行政が行政としての責任を果たすべきことはもちろんですが、地域にあっても、自分たちでできることは自分たち自らが行動することによって、解決できることも少なくありません。まずは、隣近所のふれあい活動からスタートし、お互いに心と心を通わせ、助け合い、支え合っていくことのできるつながりを、地域社会の中に意図的につくっていくことが必要です。今、地域に求められている「新たな支え合い」＝「地域福祉」とは、こうした住民の意図的なつながり合いによる支え合い活動に他なりません。

「地域福祉活動計画」とは、「すべての町民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を営む者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

基山町においては、平成24年度に、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画、「基山町地域福祉計画」が策定されました。そこでは、住民の活動があつてこそ地域福祉が実現されるとの認識の下、地域福祉推進のための住民の役割が提案され、そのための支援のあり様が明らかにされています。「基山町地域福祉活動計画」では、それを受けて、その住民参加による福祉活動を推進するために社会福祉協議会が取り組むべき具体的な活動内容を定めています。



地域福祉活動計画づくりを社会福祉協議会が中心となって進める理由

では、そもそも、地域福祉活動計画の策定と推進の中心的な役割を、なぜ民間団体(社会福祉法人)のひとつである社会福祉協議会が担うことになるのでしょうか。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められ、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」がその事業の一つとして定められています。

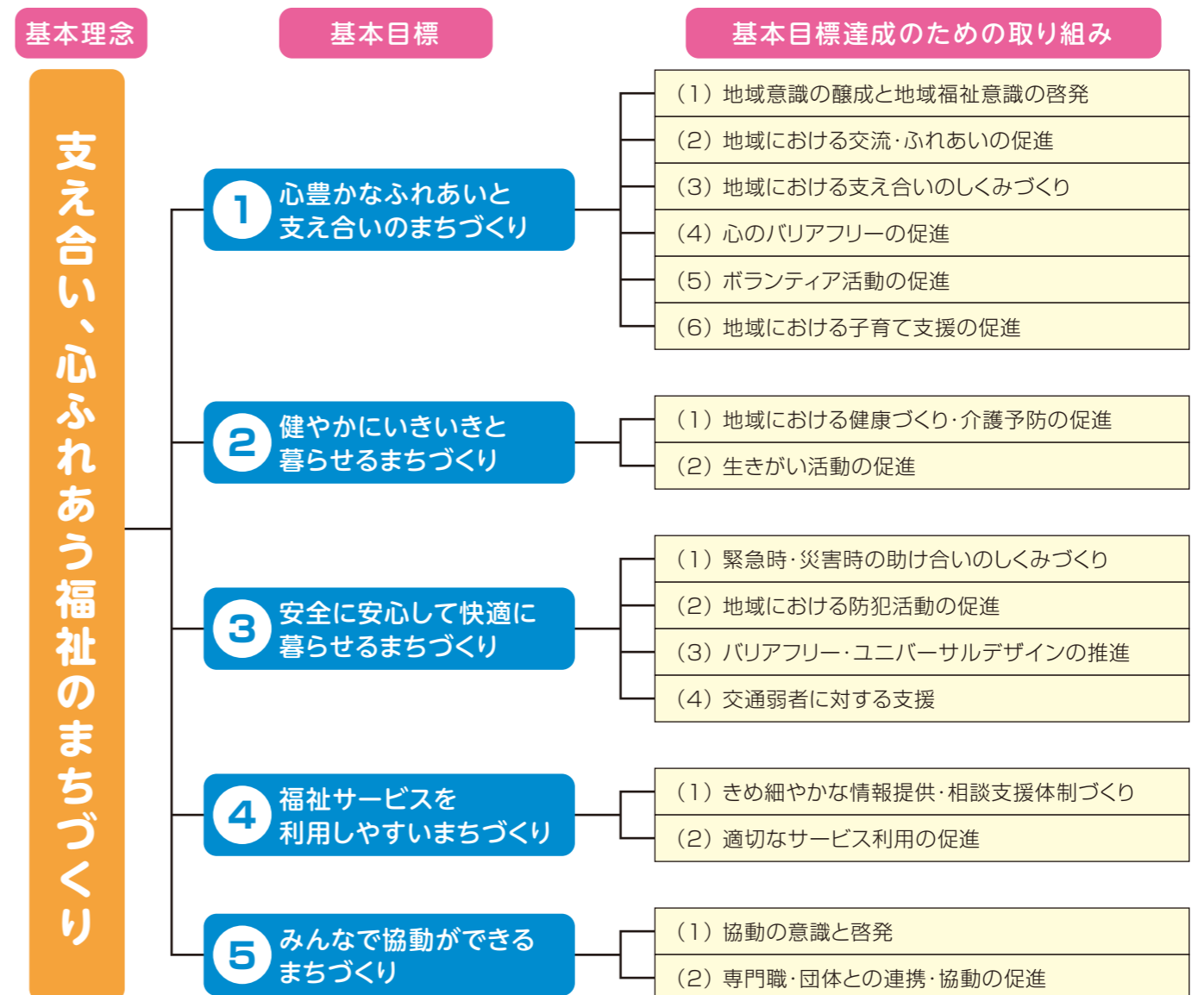
地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、地域住民や諸団体の協力や参加、協働による多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることが、社会福祉協議会の大きな使命であり、地域福祉活動計画の策定と推進の中心的な役割を担う理由もそこにあります。

計画の基本理念と基本目標

今日の公的サービスだけで解決できない福祉課題の多くは、「無縁社会」という言葉に象徴される、地域におけるつながりの喪失、社会的孤立から生じています。したがって、福祉課題解決のためには、地域におけるつながりを回復し、地域住民相互の交流や支え合いにより、あらゆる孤立を解消することが求められます。

この計画では、地域におけるつながりを再構築し、地域の強い絆の中で、住民と行政、専門機関や各種団体などが協働していくことで、「支え合い、心ふれあう福祉のまちづくり」を推進していきます。

「基山町地域福祉計画」では、4つの基本目標が設定され、そのそれぞれについて今後の取り組みの方向性と役割分担が明示されていますが、本計画では、新たに独自の目標を1つ加え、以下のように5つの基本目標としてまとめるとともに、「基山町地域福祉計画」で提案された「社会福祉協議会の今後の取り組み」を踏まえ、その達成のために社会福祉協議会が主体となって推進していく取り組みの内容を定めました。



基本目標1 心豊かなふれあいと支え合いのまちづくり

取り組み(1) 地域意識の醸成と地域福祉意識の啓発

- ▶ 町民の福祉意識につながる講座や研修のあり方、参加したくなる企画の検討を行います。
- ▶ 社会福祉協議会の役割や使命などを理解していただくための広報活動の充実を図ります。

具体的な活動 ① 講座等での啓発

- 町民対象の各種講座を開催
- 地域座談会の開催

② 広報・啓発活動の充実

- 「きやま社協だより」の活用 ■ パンフレット、チラシの作成・配布
- ホームページの充実

取り組み(2) 地域における交流・ふれあいの促進

- ▶ 幅広い世代に地域交流の場を利用してもらうための細かな活動支援を行います。
- ▶ 交流・ふれあい活動への参加者を増やすための情報提供の充実を図ります。

具体的な活動 ① 地域での交流・ふれあい活動の支援

- ふれあいいきいきサロン ■ 子育て交流広場 ■ 老人憩の家
- 出張広場(子育て交流広場) ■ ふれあいバスハイク・ふれあい食事会
- ふれあいグラウンドゴルフ大会 ■ ピカピカウォークラリー

② 広報・啓発活動の充実

- 「きやま社協だより」、ホームページによる情報提供
- チラシによる情報提供
(憩の家だより、きやまっ子だより、ボランティア情報)
- 活動事例の紹介



取り組み(3) 地域における支え合いのしくみづくり

- ▶ 見守りネットワークの拡充を推進します。
- ▶ 福祉推進団体との連携強化と情報共有を図ります。

具体的な活動 ① 見守りネットワークの拡充

- 見守りネットワークの構築支援 ■ 小地域における安否確認や見守り活動の日常化の促進

② 関係機関との連携

- 自治会(区・組合など)、民生委員・児童委員、福祉協力員との連携
- 各施設のケア会議に参加し、連携と情報の共有を図る
- 郵便や新聞の配達、電気やガスの検針、点検など町内で訪問することを業務としている事業者等との連携…安否確認及び通報について関係機関と研究・協議

取り組み(4) 心のバリアフリーの促進

- ▶ 地域で共生できるしくみづくりの理解と周知を図ります。
- ▶ 地域で交流できる取り組みへの支援を行います。

具体的な活動 ① 地域での交流・ふれあい活動の推進

- 児童・青少年ふれあい事業 ■ ふれあいスクール
- 「24時間テレビ」チャリティーへの協力

② 福祉教育の推進

- 福祉教室における体験学習、障がい者やボランティアとの交流学习

③ 啓発活動の推進

- 「きやま社協だより」の活用による啓発 ■ ボランティア講座

④ 福祉団体への助成

- 研修会や交流会などの活動支援

取り組み(5) ボランティア活動の促進

- ▶ 地域のボランティアニーズを把握し、新しい地域ボランティアの育成支援を含め、各種ボランティア講座の充実を図ります。
- ▶ ボランティア活動に関する情報提供・相談体制の充実を図り、ボランティア個人・団体の活動支援の強化を図ります。
- ▶ 学校におけるボランティア体験学習を支援します。

具体的な活動 ① 各種ボランティア講座の開催等

- 養成講座 ■ 新規登録者研修
- リーダー研修 ■ アドバイザー研修 ■ 災害ボランティア講座
- きっかけづくり・人材育成(団塊の世代へのアプローチ)

② ボランティア活動の育成・援助

- ボランティア推進協議会への助成 ■ 相談事業 ■ ボランティア情報の提供

③ 学校におけるボランティア体験学習支援

- 福祉教室における体験学習、ボランティアとの交流学习



取り組み(6) 地域における子育て支援の促進

- ▶ 子育て交流広場を子育て中の親子が気軽に集える子育てに係る相談・情報提供の拠点とし、関係機関や地域組織とも連携を取りながら、地域ぐるみの子育て支援を図ります。
- ▶ 子育てサークルを支援し、子育て中の親のネットワークづくりを促進します。

具体的な活動 ① 子育て交流広場

- 相談事業 ■ 交流事業 ■ 情報提供事業
- 育児サークル支援事業
- 育児サポートセンター事業(託児のコーディネート)



基本目標2 健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

取り組み(1) 地域における健康づくり・介護予防の促進

- ▶ 「ふれあいいいきいきサロン」を全地区で開催し、活動支援に向けた取り組みの強化を図ります。
- ▶ 独自の健康体操を考案し、「ふれあいいいきいきサロン」等での普及に努めます。

具体的な活動 ① ふれあいいいきいきサロン事業

- 全17地区での開催 ■世話人(ボランティア)の育成

② 健康体操の考案と普及

取り組み(2) 生きがい活動の促進

- ▶ 「生きがい」を感じるための活動啓発、活動の周知、各種ボランティア講座の充実に取り組みます。
- ▶ シルバー人材センターの充実を図り、高齢者の生きがい活動を支援します。

具体的な活動 ① 各種ボランティア講座の開催等

- 養成講座 ■新規登録者研修 ■リーダー研修 ■アドバイザー研修
- 災害ボランティア講座 ■きっかけづくり・人材育成(団塊の世代へのアプローチ)

② シルバー人材センター事業

- 会員を増加させるための広報・啓発の充実

基本目標3 安全に安心して快適に暮らせるまちづくり

取り組み(1) 緊急時・災害時の助け合いのしくみづくり

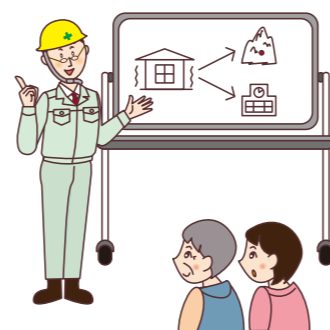
- ▶ 災害ボランティアセンターの設置を想定した訓練とマニュアル作成を行い、災害時に備えます。
- ▶ 見守りネットワークを拡充し、近隣住民による災害時要援護者の避難支援体制の構築を図ります。

具体的な活動 ① 災害ボランティア事業の充実

- マニュアル等の作成 ■風水害、地震災害を想定した設置訓練
- 災害ボランティア講座の開催

② 見守りネットワークの拡充

- 近隣住民による災害時要援護者の避難支援体制の構築



取り組み(2) 地域における防犯活動の促進

- ▶ 小地域における安否確認や見守り活動の日常化を促進することによって、犯罪の未然防止を図ります。

具体的な活動 ① 広報・啓発活動の推進

- 「きやま社協だより」の活用 ■サロン活動での出前講座

② 見守りネットワークの拡充

- 小地域における安否確認や見守り活動の日常化の促進

③ 相談窓口の充実

- 心配ごと相談事業



取り組み(3) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

- ▶ ユニバーサルデザインの理念を浸透させる広報・啓発活動を推進します。

具体的な活動 ① 広報・啓発活動の推進

- 「きやま社協だより」の活用 ■福祉教室

取り組み(4) 交通弱者に対する支援

- ▶ 各種機関との連携を図り、買い物支援に向けて検討を行います。

具体的な活動 ① (仮称)地域お助け隊(生活支援サポーター)の創設

- 生活支援サポーターの養成 ■シルバー人材センターの活用

基本目標4 福祉サービスを利用しやすいまちづくり

取り組み(1) きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

- ▶ 関係機関との連携強化と広報機能の強化を図ります。
- ▶ 社会福祉協議会の相談体制の充実を図ります。

具体的な活動 ① 広報・啓発活動の推進

- 「きやま社協だより」の活用 ■各種講座等による情報提供

② 見守りネットワークの拡充

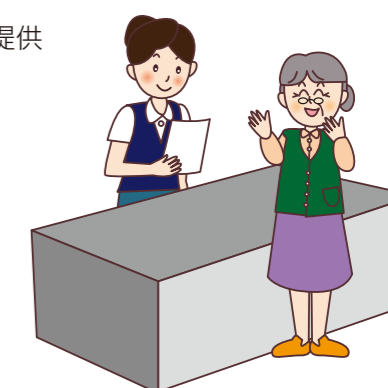
- 小地域における身近な相談支援体制の構築

③ 相談窓口の充実

- 各種機関との連携 ■相談員の資質向上

④ 専門職の育成・派遣

- 福祉活動専門員 ■ボランティアコーディネーター



取り組み(2) 適切なサービス利用の促進

- ▶ あんしんサポートセンター事業^{*}の周知強化を図ります。

具体的な活動 ① あんしんサポートセンター事業の広報啓発

^{*}あんしんサポートセンター事業 認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う事業(日常生活自立支援事業)。

基本目標5

みんなで協働できるまちづくり

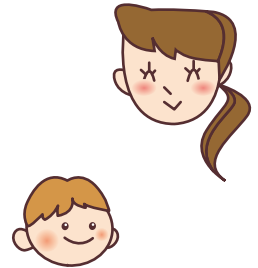
取り組み(1) 協働の意識の啓発

- ▶ 地域で起こっていることについて、我がこととして考えられるような意識をもてるよう、
"できる範囲で""無理のない"参加の呼びかけを行います。

具体的な活動
と留意点

① 「できる範囲で」「無理のない」参加の呼びかけ

- 呼びかけ人の顔が見える関係づくり
- それぞれにとって「イヤ」な活動でないこと
- 過度の精神的・経済的負担が発生しないこと
- 「地域座談会」を定期的開催して情報課題の共有化を図る
- 既に活動している身近な人やグループの体験談を聞く場を設ける
- 参加してよかったという体験と満足感はとても大切
- 地域の課題を明確に示して、共通の目標を掲げる
- 子どもと大人と一緒にできる世代間交流事業から感じる興味や喜びが、次への意欲につながるよう図る



取り組み(2) 専門職・団体との連携・協働の促進

- ▶ 地域団体やボランティア団体、各種事業者等が、福祉課題の解決のために協働できるよう、
団体間の情報交換の場を設けるとともに、合同の行事や研修会等を企画し、開催します。
- ▶ 社会福祉士会や介護福祉士会、精神保健福祉士会、介護支援専門員協議会など、
職能団体との連携を図ります。

具体的な活動
と留意点

① 地域福祉情報交換会

- 各団体の活動をはじめ、それぞれにできることを団体同士が知り合う
- 自分たちだけではできないことも他団体の協力で可能になる

② 地域福祉合同研修会

- 各団体に共通する課題を束ねて、「解決すべき課題」として共有
- 実績の乏しい新しい団体も積極的に取り込む

③ 職能団体との連携

- 職能団体には、インフォーマルな地域資源を活用する視点と地域の情報を提供できる
- 社協は事例を集積でき、職能団体の力を社協活動の中で活かすことができる
- 相互に相談役になれて、公的機関とのパイプ役を果たせる
- 福祉意識が高まり、インフォーマルな地域福祉活動が広がって、地域の「福祉力」が向上する

このパンフレットに関するお問い合わせは

基山町社会福祉協議会

TEL:0942-92-3311 FAX:0942-92-3946

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦160-2

<http://kiyamashakyo.jp/>